

入札説明書（令和6年6月25日一般競争入札）

安中市役所 資産活用課 資産活用係

一般競争入札により落札した車両を乗用する場合、名義変更が必要です。
 名義変更、自賠責保険、任意保険の加入に必要な事務及び諸費用は、落札者が負担することとなります。
 入札には、本書や令和6年度公用車売払いのご案内をよくお読みいただき、内容を理解した上で参加してください。
 期限までに入札書を提出しない方又は競争入札参加資格がないと認められた方は、この競争入札に参加することができません。
 特段の定めがない限り、当入札に関する書類の提出先・問合せ先は、安中市役所 資産活用課 資産活用係となります。

物件一覧

物件番号	項目	内容
1	自動車登録番号	群馬88 ね 564
	登録年月日	平成 11年 1月 28日
	初度登録年月	平成 11年 1月
	自動車の種別	普通
	用途	特殊
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	消防車
	車名	イスズ
	型式	KC-NKR71GN
	車検証走行距離計表示 (令和5年1月19日)	10,500km
	車検証旧走行距離計表示 (令和3年1月13日)	9,900km
	最低売却価格(税抜)	50,000円
	車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
その他	車検の有効期限：令和7年1月27日 この車両はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 バッテリーが上がっており、エンジンがかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり	
2	自動車登録番号	群馬88 ね 252
	登録年月日	平成 18年 4月 24日
	初度登録年月	平成 10年 12月
	自動車の種別	普通
	用途	特殊
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	消防車
	車名	トヨタ
	型式	KC-HZJ75
	車検証走行距離計表示 (令和2年11月16日)	11,600km
	車検証旧走行距離計表示 (平成30年11月20日)	10,600km
	最低売却価格(税抜)	50,000円
	車両駐車場所	群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署)
その他	車検の有効期限：令和4年12月10日 この車両はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 バッテリーが上がっており、エンジンはかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり	
3	自動車登録番号	群馬400 た 7703
	登録年月日	平成 18年 6月 13日
	初度登録年月	平成 16年 7月
	自動車の種別	小型
	用途	貨物
	自家用、事業用の別	自家用
	車体の形状	バン
	車名	ニッサン
	型式	CBF-VHNY11
	車検証走行距離計表示 (令和4年10月12日)	106,300km
	車検証旧走行距離計表示 (令和3年10月21日)	103,500km
	最低売却価格(税抜)	50,000円
	車両駐車場所	安中市安中一丁目23番13号 安中市役所内
その他	車検の有効期限：令和5年10月24日 この車両はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。 バッテリーが上がっており、エンジンはかかりません。 その他事項は自動車検査証の記載のとおり	

<1> 入札参加資格

整理番号	項目	内容
1-1	入札参加資格	個人・法人を問わず、どなたでも入札できます。 (未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、参加ができるかどうか要相談となります。) ただし、次のいずれかの内容に該当する方は、参加できません。 ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当すると認められる者 ②地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められてから3年を経過しない者 ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者を代理人、支配人その他の 使用人又は入札代理人として使用してから3年を経過しない者 ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の適用を受ける者 ⑤次に掲げる税のいずれかに滞納がある者 A: 安中市が課税する税 B: 住所地(個人の場合)又は今回の入札に参加する本店若しくは支店の所在地(法人の場合)が安中市 以外の市町村(特別区を含む。以下同じ)である場合において当該市町村が課税する税 ⑥安中市暴力団等排除条例(平成24年条例第26号)第2条各号の規定に該当すると認められる者

<2> 入札参加申込時の提出書類等

入札参加申込には、下記の書類等を添付してください。提出された書類は返却いたしません。
特に指定のない場合、発行から3ヶ月以内の原本書類をご提出ください。

整理番号	項目	内容
2-1	個人・法人共通 入札参加申込書及び誓約書	指定された様式に記名又は署名、押印(実印)の上、提出してください。 入札参加申込者が、今後の入札者、契約者及び車両の名義人になります。 実印は、必ず印鑑登録証明書に印影されたものを押印してください。
2-2	個人 住民票及び印鑑登録証明書	住所地の市町村が発行したもの
2-3	個人 顔写真付きの身分が分かるもの(写し)	両面をカラー印刷したものを提出してください。 例:運転免許証、マイナンバーカード
2-4	個人 委任状及び代理人の顔写真付きの身分が分かるもの(写し)	委任状は、指定された様式に記名又は署名、押印(実印)の上、提出してください。 また、代理人の顔写真付き身分が分かるもの(写し)は、両面をカラー印刷した顔写真が鮮明に写っているものを提出してください。 例:運転免許証、マイナンバーカード
2-5	個人 同意書及び同意者が法定代理人であることを証する書類	未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の方は、参加ができるかどうか要相談となります。 参加が認められた場合、同意書及び同意者が法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本又は登記事項証明書)を提出してください。
2-6	個人・法人共通 次に掲げる税の滞納がないことの証明書 A: 安中市が課税する税 B: 住所地(個人の場合)又は今回の入札に参加する本店若しくは支店の所在地(法人の場合)が安中市以外の市町村である場合において当該市区町村が課税する税	住所地又は所在地の市区町村が発行したもの 例:①本店が安中市で、委任先支店がない場合 →安中市が発行する滞納がないことの証明書を提出 ②本店が安中市以外の市区町村で、安中市に所在する支店に委任する場合 →本店のある市区町村と安中市が発行する滞納がないことの証明書をそれぞれ提出
2-7	法人 現在事項全部証明書及び印鑑証明書	法務局が発行したもの
2-8	法人 委任状及び代理人の顔写真付きの身分が分かるもの(写し)	委任状は、指定された様式に記名又は署名、押印(実印)の上、提出してください。 例:①本店から支店の支店長に代理人の委任がされる場合 →委任状を提出してください。 ②本店から支店の支店長に代理人の委任がされ、さらにその支店の部下が支店長の代理人として入札に参加する場合 →それぞれの委任状を提出してください。 また、代理人の顔写真付きの身分が分かるもの(写し)は、両面をカラー印刷した顔写真が鮮明に写っているものを提出してください。 例:運転免許証、マイナンバーカード 上記例②の場合は、部下の方の顔写真付きの身分が分かるもの(写し)が必要となります。
2-9	期間	令和6年6月3日(月)から令和6年6月17日(月)の午前9時から午後5時まで。(土日祝日を除く。) 正午から午後1時まで間に直接持参の方法で申込書を提出する場合は、事前に予約が必要となります。
2-10	提出方法	直接持参又は郵送にて提出してください。 インターネット、電子メール、電報、FAX等によるものは受け付けません。 郵送の場合「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」「レターパックライト」のいずれかの記録が残る方法で、令和6年6月17日(月)午後5時までに届くように発送してください。
2-11	提出先	〈郵送の場合〉 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 安中市役所 資産活用課 資産活用係 〈直接持参の場合〉 安中市役所 本庁舎2階 資産活用課 資産活用係
2-12	その他	落札した物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、あらかじめ現物の車両の状態を確認してからお申込みください。詳細は<3>車両の公開期間及び場所をご覧ください。

<3> 車両の公開期間及び場所

整理番号	項目	内容
3-1	期間	令和6年6月3日(月)から令和6年6月17日(月)の午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの時間帯。(土日祝日を除く。)
3-2	場所	〈物件1〉 群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署) 〈物件2〉 群馬県安中市安中一丁目11番26号(旧安中消防署) 〈物件3〉 群馬県安中市安中一丁目23番13号(安中市役所本庁)
3-3	その他	車両の外装のみ確認される場合は、〈3-1〉以外の時間でも確認していただくことができます。その際、事前連絡は必要ありませんが、車両の内装、ボンネット内部の下見をする場合は、事前予約が必要となります。下見をしたい日の前日までに安中市役所資産活用課資産活用係までご連絡ください。エンジンをかけたり、工具を使用した下見はできません。

<4> 入札書

整理番号	項目	内容
4-1	入札書	指定の書式以外の書面による入札は、無効となります。 入札書作成に当たっては、黒のボールペン(摩擦等で字が消えないもの)を使用し、はっきりとした字でお書きください。
4-2	物件番号	物件番号を記載してください。2つ以上記載されたものは、無効となります。
4-3	入札金額	いずれの物件も消費税及びリサイクル料金は必要ありませんので、総額を記載してください。
4-4	入札金額の記入方法	入札金額は、算用数字により記載してください。 また、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
4-5	入札者	入札参加申込者が、記名又は署名、押印(実印)をしてください。 実印は、必ず印鑑登録された印影されたものを押印してください。
4-6	代理人が入札する場合	委任状に記載された代理人の方が記名又は署名、押印をしてください。 また、代理人の印鑑は、委任状に押印したものを使用してください。
4-7	期間	令和6年6月3日(月)から令和6年6月21日(金)の午前9時から午後5時まで。(土日祝日を除く。) 正午から午後1時までの間に直接持参の方法で入札する場合は、事前に予約が必要となります。
4-8	方法	直接持参又は郵送にて提出してください。 インターネット、電子メール、電報、FAX等によるものは、受け付けません。 郵送の場合「特定記録」「簡易書留」「一般書留」「配達記録」「レターパック」「レターパックライト」のいずれかの記録が残る方法で、令和6年6月21日(金)午後5時までに届くように発送してください。 入札書1枚ごとに個別の封筒に入れ、しっかりと封をし、封筒用ラベルを添付してください。
4-9	提出先	〈郵送の場合〉 〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 安中市役所 資産活用課 資産活用係 〈直接持参の場合〉 安中市役所 本庁舎2階 資産活用課 資産活用係
4-10	その他	理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回を認めません。

<5> 一般競争入札の開札日時及び場所

整理番号	項目	内容
5-1	日時	令和6年6月25日(火) 午前10時
5-2	場所	群馬県安中市安中一丁目23番13号 安中市役所 本庁舎3階 305会議室
5-3	入札の回数	最低入札価格(予定価格)を入札前に公表しているため、入札の回数は1回とします。
5-4	入札保証金	免除
5-5	契約保証金	免除
5-6	開札場所の入場について	開札時刻の30分前から受付を行います。 入場ができるのは、入札者及びその代理人のみです。 受付の際、本人確認を行いますので、顔写真付きの身分が分かるものをご用意ください。 入場の際は、「令和6年度公用車売払いのご案内」及び「入札説明書」を持参してください。

<6> 一般競争入札の無効

次に挙げる一般競争入札は、無効とします。

整理番号	項目	内容
6-1	一般競争入札の無効	次のいずれかに該当する一般競争入札は、無効とします。 ①入札参加資格のない者が行った入札 ②同一入札者が同一の物件に対して提出した2以上の入札 ③入札に際し不正な行為があった者が行った入札 ④入札書に必要事項が記載されていない入札 ⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字に誤脱又は書換えがあることにより内容が不明瞭な入札 ⑥入札関係職員の手引に従わない等、開札会場の秩序を乱した者が行った入札 ⑦その他一般競争入札に関する条件に違反した者が行った入札

<7> 落札者の決定

整理番号	項目	内容
7-1	決定方法	有効な入札を行った者のうち、市が定める最低入札価格(予定価格)以上かつ最高金額で入札した者を落札者とします。
7-2	落札者となる最高価の入札者が2人以上あるとき	落札者となる最高価の入札者が2人以上あるときは、くじを引くことにより落札者を決めます。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができません。
7-3	「くじ」について	入札者又は代理人が開札会場にいない場合は、入札事務に関係のない安中市職員が代わりにくじを引くことにより、落札者を決定します。

<8> 契約の締結

整理番号	項目	内容
8-1	契約金額	契約金額は、落札者が入札書に記載した入札金額と同額となります。
8-2	契約締結方法及び期限	事前に公開している契約書(案)に「落札者名」「落札金額」を記載した契約書をお渡しますので、内容をよく確認してください。 令和6年6月26日(水)から令和6年7月3日(水)の午前9時から午後4時までに記名又は署名、押印(実印)の上、直接持参により提出してください。(土日祝日を除く。) 必ず「落札者」の名義で売買契約を締結してください。 期限内に契約を締結しない場合は、落札の効力を失います。

<9> 売買代金

整理番号	項目	内容
9-1	売買代金	売買代金は、落札者が入札書に記載した入札金額及び契約金額と同額になります。
9-2	納入方法及び期限	令和6年6月26日(水)から令和6年7月17日(水)の間に、安中市が発行する納入通知書にて安中市指定の金融機関又は安中市役所会計課に納付してください。(土日祝日を除く。)期限内に売買代金を納入しない場合は、売買契約を解除します。
9-3	指定金融機関及び会計課での納付が困難である場合の対応	<9-2>に指定する方法での納付が困難である場合、安中市会計口座への振込みによって代金を支払うことも可能です。希望される場合はお申し出ください。振込みで納入される場合、振込手数料は、落札者の負担となります。

<10> 車両引渡し及び権利の移転

整理番号	項目	内容
10-1	権利の移転	所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
10-2	車両の引渡しの期限	令和6年7月31日(水)午後5時までに、安中市役所資産活用課にて車両の引渡しを受け付けます。期限内に車両の移動を行えるよう、日程について事前にご相談ください。引渡しの際は、売買代金が完納となっているかの確認に必要なため、売買代金の領収書をご持参ください。
10-3	車両の引渡しの注意点	売買代金の納入確認後、車両の鍵・車検証・リサイクル券をお渡します。引渡しの証明として、受領書に記名又は署名、押印をいただきますので、印鑑をご用意ください。落札者及び代理人以外の人物が引渡しを受ける際は、必ず落札者との関係を証明するものをご持参ください。また、譲渡証明書・委任状・その他移転登録に必要な書類を一緒にお渡します。
10-4	車両の移動の手続及び諸経費の負担について	物件【2】【3】は引渡しの時点で車検が満了しております。車両の移動に係る手続・諸経費は、落札者の負担となりますので、あらかじめご準備ください。
10-5	登録の期限	車両の引渡し後、令和6年8月28日(水)午後5時までに運輸支局にて移転登録又は永久抹消登録の手続を完了させてください。
10-6	登録の手続及び諸経費の負担について	移転登録又は永久抹消登録の手続は、落札者が行います。登録に係る諸経費は、落札者の負担となります。
10-7	登録後に落札者が提出すべき書類	登録後は、速やかに登録識別情報等通知書の写しを提出してください。

<11> その他の注意事項

整理番号	項目	内容
11-1	引渡し後の故障・不具合等について	車両引渡し後の故障・不具合等については、市は一切責任を負いません。
11-2	印字やサイレンの取り外しについて	引渡し後14日以内を目安として速やかに、車両の「安中市」等の印字を塗りつぶし又は消し、サイレン等の取り外しを行ってください。上記処理に係る諸経費は、落札者の負担となります。印字の消去・サイレン等の取り外しが完了するまで、車両を公道で走行させることを禁じます。処理が完了しましたら、塗りつぶし・取り外し後の車両の写真を提出してください。